

(継続会員のみなさまへ)

2022年度 会費納入について

(公社) 香川県栄養士会

会費について

＜会費内訳＞	日本栄養士会会費	6,500円
	香川県栄養士会会費	8,500円
	計	15,000円

(会費の当該会計年度は4月から翌年の3月までです。)

*マリネット手続きをされている会員様

- ① 口座引落日は、令和4年3月31日(木)を予定しています。
通帳への入金は、令和4年3月16日(水)までにお済ませください。
なお一度引落しされた会費の払い戻しはありません。
残高不足で引落しできない場合は、「現金持参」又は「口座振替(振込)」にて
納入していただきます。
- ② 届出の取引銀行、口座番号、口座名義等を変更した場合は、
令和4年1月28日(金)までに、本会まで申し出てください。

*マリネット未登録の会員様

- ① マリネットを新規に登録される場合、別添「預金口座振替依頼書」を、
令和4年1月28日(金)までに、提出してください。
- ② それ以外の方は「現金持参」又は「口座振替(振込)」でお支払いください。
期限は令和4年3月16日(水)とします。
振込先：百十四銀行田町支店 普通 0939728
名義：公益社団法人 香川県栄養士会 会長 三野 安意子

各種手続きについて

- * 住所・氏名・勤務先・栄養士免許を変更したときは、速やかに「変更届」を提出してください。変更届および退会届は香川県ホームページから様式をダウンロードして、ご使用ください。
- * 他県へ転出する場合は手続きが必要となりますので、本会までご連絡ください。
- * 口座引落の会費については、通帳の記載情報が領収書となりますので、領収書としてご使用ください。

(継続会員のみなさまへ)

会費納入について

(公社) 香川県栄養士会

会員のみなさまには「公益社団法人香川県栄養士会定款」第7条に基づき、毎年定額の会費を納入いただいております。納入期限については「公益社団法人香川県栄養士会会員規則」第8条の規定にありますとおり、令和4年度の会費は令和3年3月31日までに納入いただくことになっております。なお上記定款第11条により会費の支払義務を1年以上履行しなかった場合は令和4年3月31日までに会員資格を喪失しますが、令和4年度(未払い)の会費は納入のうえ退会いただくこととなります (同定款第12条)。

数年後に改めて入会される場合は新入会となりますので、新しい会員番号が発行され、生涯教育単位については新たに単位取得等を開始いただくこととなります。

なお以前の会員情報(生涯教育研修会の単位や表彰の対象となる会費納入累積年数)を引き継ぎたい場合は、入会時に未納期間の会費も納入いただくと継続会員として会員歴を再開いただくことができます。

毎年何名かの方が引落とし口座を変更したり、残高不足による会費引落とし不能のために会費納入が滞ることがございますので、くれぐれもご注意くださいようお願い申し上げます。